

## 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正（案）

新 (今回の見直し後のガイドライン案)	旧 (現行のガイドライン)
<p>(基本的な考え方)</p> <p>第一条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、<u>鉄塔</u>その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は<u>空中線</u>を設置するために使用することができる設備(行政財産であるものを除く。以下「設備」という。)の所有者(所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。)が、認定電気通信事業者(以下「事業者」という。)に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。</p> <p>2 <u>線路を設置するために使用することができる設備</u>の設備保有者(第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。)には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、<u>空中線を設置するために使用することができる設備</u>の設備保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。</p>	<p>(基本的な考え方)</p> <p>第一条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道その他の認定電気通信事業の用に供する線路を設置するために使用することができる設備(行政財産であるものを除く。以下「設備」という。)の所有者(所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。)が、認定電気通信事業者(以下「事業者」という。)に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。</p> <p>2 設備保有者(第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。)には、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が該当するものとする。</p>

3 鉄塔その他の空中線の設置を目的とする設備の提供には、当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置しようとする事業者に提供する場合のみが該当するものとする。

4 設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。

一 設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあつたときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第三百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。（公正性の原則）

二～四 （略）

（貸与拒否事由等）

第三条 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる場合を除き拒否しないものとする。

一 使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合

二～九 （略）

2～5 （略）

（工事及び保守ルール）

（新設）

3 設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。

一 設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあつたときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第三百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。（公正性の原則）

二～四 （略）

（貸与拒否事由等）

第三条 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる場合を除き拒否しないものとする。

一 使用を希望する区間に現に空きが無い場合

二～九 （略）

2～5 （略）

（工事及び保守ルール）

第五条 設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置する工  
事の設計及び施工又は当該伝送路設備の保守は、セキュリティの  
確保及び事故防止のため、原則として設備保有者又は設備保有者が  
指定する者が行う。なお、設備保有者が示す、セキュリティの確  
保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するた  
めの措置を講じる場合には、事業者の希望に応じ事業者自らが工事  
の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。

2 3 4 (略)

5 事業者は、設備保有者から貸与を受けた設備に設置した伝送路設  
備が不要となった場合は、速やかに当該伝送路設備を設備から撤去  
するものとする。

(設備の使用に当たつての遵守事項)

第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通  
信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。

2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設  
置し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者  
が適正に定める技術基準に従って行うものとする。

3 (略)

4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設  
置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由によ  
り第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場  
合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

第五条 設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設する工  
事の設計及び施工又は当該伝送路設備の保守は、セキュリティの  
確保及び事故防止のため、原則として設備保有者又は設備保有者が  
指定する者が行う。なお、設備保有者が示す、セキュリティの確  
保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するた  
めの措置を講じる場合には、事業者の希望に応じ事業者自らが工事  
の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。

2 3 4 (略)

(新設)

(設備の使用に当たつての遵守事項)

第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通  
信事業の用に供する伝送路設備を敷設するものとする。

2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷  
設し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者  
が適正に定める技術基準に従って行うものとする。

3 (略)

4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷  
設し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由によ  
り第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場  
合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

(情報開示)

第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会(第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。)があつたときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費(内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む)、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

(一東化)

第十四条 メッセージワイヤーその他一東化(事業者がその伝送路設備を先行敷設者(電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であつて既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。)が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。)を行うために使用することができる設備(このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一東化設備」という。)を所有する者(所有権以外の権原に基づきその一東化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一東化設備保有者」という。)が、事業者に一東化設備を提

(情報開示)

第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会(第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。)があつたときは、当該区間の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費(内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む)、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

(一東化)

第十四条 メッセージワイヤーその他一東化(事業者がその伝送路設備を先行敷設者(電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であつて既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。)が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。)を行うために使用することができる設備(このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一東化設備」という。)を所有する者(所有権以外の権原に基づきその一東化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一東化設備保有者」という。)が、事業者に一東化設備を提

供する場合において、一東化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第四項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。

2  
10 (略)

附 則

(適用対象に関する経過措置)

第一条 このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、線路を設置する設備にあつては、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。

供する場合において、一東化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第三項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。

2  
10 (略)

附 則

(適用対象に関する経過措置)

第一条 このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。